

納付金43億円赤字

障害者雇用

就労A型の扱いが論点

厚生労働省は1月22日、障害者の法定雇用率未達成企業が納める納付金について、2021年度は約43億円、22年度は約24億円の赤字になるとの推計を同日の労働政策審議会障害者雇用分科会（座長：阿部正浩・中央大教

者が労働契約を結んで働く福祉サービス「就労継続支援A型事業所」だ。A型事業所を持つ企業では、A型で働く障害者も雇用率の実績に算定され、調査金の支払い対象にもなっている。

現行のこの取り扱いをどうするかが見直しの論点になる。厚労省は同分科会を所管する職業安定局、A型事業をはじめ福祉サービス部を所管する障害保健福祉部が合同で議論すべく検討会を別途設けていて、今年6月までに一定の結論を出す。

法定雇用率の未達成企業が減っているため、納付金の総額は近年、減少か横ばいが続く。一方、法定雇用率を達成した企業に支払う調整金などが膨ら

み、支出をどう減らす
かが課題となつてい
る。

達成企業は、不足した人數につき一人当たり月額5万円を納めるとになっている。

3. 2. / 福祉